第百四条（見出しを含む。）中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第百五条第一項中「第四十三条第一項第一号ハ」を「第四十三条第一項第一号ホ」に、「第四十二条第二項第三号」を「第四十二条第二項第五号」に改め、同項第四号中「第四十二条第一項第二号」を「第四十二条第一項第五号」に、「同条第二項第三号」を「同条第二項第五号」に改め、同条第六項中「若しくは令第四十三条第一項第一号ロ」を「、令第四十三条第一項第一号ロ」に改め、「第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき」の下に「、令第四十三条第一項第一号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき」を加え、「に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号」を「から第四号までのいずれか」に、「第四十三条第一項第一号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号」を「第四十三条第一項第一号ホに掲げる者が令第四十二条第一項第五号」に、「第四十二条第二項第三号」を「第四十二条第二項第五号」に改める。

第百六条第一項第一号中「児童福祉法」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第百六条第二項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

第百六条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第百七条第一号中「児童福祉法」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同条第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第百八条第一号から第三号までを次のように改める。

一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三　削除

第百八条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第百九条第三項中「第四十二条第一項第三号」を「第四十二条第一項第五号」に改める。

第百九条の十第三項中「第四十三条の三第一項第三号」を「第四十三条の三第一項第五号」に改める。

第百三十四条第一項の表第百三条の二第一項の項中「若しくはロ」を「、ロ、ハ若しくはニ」に改め、同表第百三条の二第三項第四号の項中「若しくは令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき」に改める。

第百三十四条の二第一項の項中「若しくはロ」を「、ロ、ハ若しくはニ」に改める。

第百三十四条（見出しを含む。）中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第百三十四条の二第一項の項中「若しくはロ」を「、ロ、ハ若しくはニ」に改める。

第百三十四条の二の次に次の一号を加える。

三　削除

第百三十四条の三第一項の項中「若しくはロ」を「、ロ、ハ若しくはニ」に改める。

第百三十四条の三